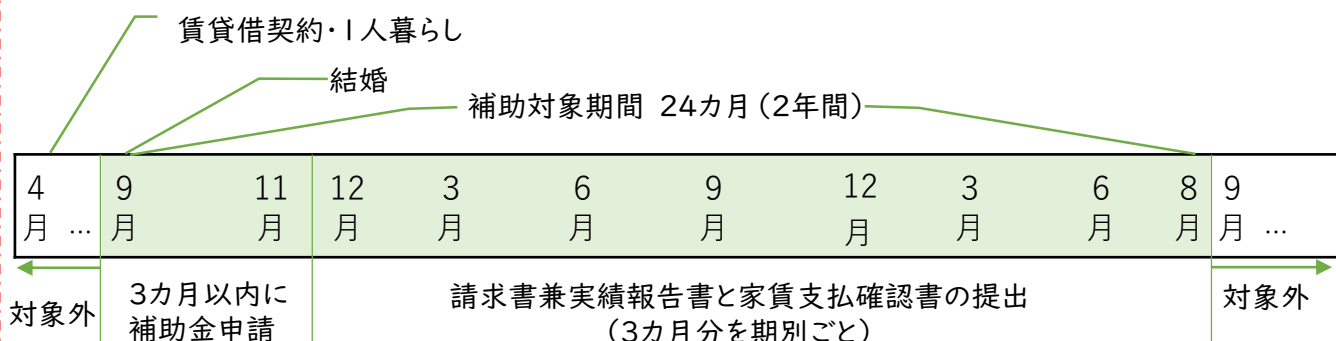


Q & A

六戸町若者定住支援事業補助金

Q1 現在、六戸町の賃貸住宅に1人で住んでいます。近々、結婚の予定があり、結婚後もこの賃貸住宅で新婚生活を送りたいのですが、対象になりますか？

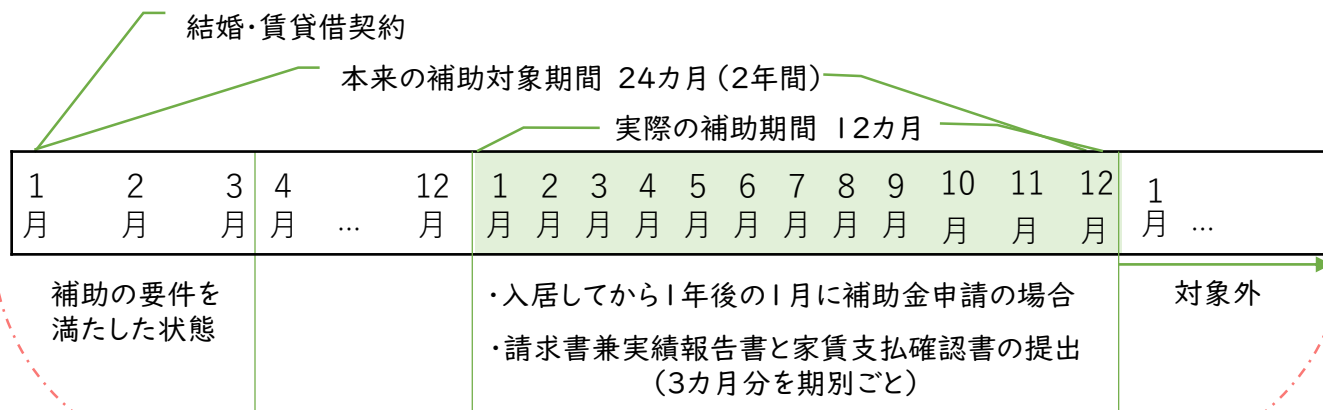
はい 対象になります。補助の対象期間としては、配偶者の方がご入居された月（住民票が賃貸住宅の住所になった月）から、24カ月となります。また、その日から3カ月以内が申請期間となっております。



Q2 結婚してすぐに六戸町の賃貸住宅に住んでいます。このような補助金があることを入居後3カ月を過ぎてから知りました。やはり対象外になってしまうのでしょうか？

入居後3カ月以内に、別紙記載の補助の要件を満たしている場合は、2年以内に申請をしたものに限り有効です。

ただし、申請が受理された月から補助金が支給となり、遡及はできませんので、その点をご理解ください。



Q & A

Q3 勤務先から住宅手当がでます。併用は可能ですか？

はい 当町としては可能です。勤務先での可否をご確認ください。

Q4 若者定住支援事業補助金をもらって1年になりますが、他の賃貸住宅へ引っ越しすることになりました。補助金はどうなりますか？

(六戸町内の賃貸住宅へ引っ越し場合)

引っ越し先が、対象の要件をみたしている賃貸住宅であれば、引き続き補助の対象となります。「若者定住支援事業計画変更(中止、廃止)承認申請書」を町長に提出していただくことになりますので、事前にご相談ください。

(六戸町外へ引っ越し場合)

六戸町に2年以上継続して定住することが補助の要件ですので、対象外となります。また、これまで受領した補助金は全額返還していただきます。

Q5 若者定住支援事業補助金をもらって半年になりますが、六戸町内に新築住宅建築(または建売新築住宅購入)を考えています。今まで受領した補助金は返還しないといけませんか？

いいえ 引き続き町内に定住されるということですので、返還の必要はありません。

「若者定住支援事業計画変更(中止、廃止)承認申請書」を町長に提出していただくことになりますので、事前にご相談ください。

また、交付対象の新築住宅である場合は「定住促進新築住宅建設補助金」の申請も可能です。若者夫婦には10万円が加算されますので、ぜひご検討ください。

Q6 夫の名義で賃貸借契約をしています。妻の私が、補助金の申請をしても受理されますか？(契約者本人が申請に行かないとダメですか？)

配偶者様が窓口にお越しになり、書類を提出されるのは問題ありません。

ただし、申請書などの提出書類のお名前と補助金の振込先口座名義人も同じ方のお名前で、申請をしてください。

・賃貸借契約 ・補助金申請書類など ・補助金振込先口座名義	} 同じ方のお名前
---	-----------

おねがい

六戸町に**2年間以上継続**して、**ご夫婦で定住**することが**絶対条件**です！